

## 高知大学教育学部長候補者選考規則

平成 27 年 3 月 4 日  
規則 第 90 号

最終改正 令和 7 年 2 月 21 日規則第 66 号

高知大学教育学部長選考規則（平成 16 年規則第 176 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高知大学学部長選考等規則（以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、高知大学教育学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（選考の範囲）

第 2 条 学部長候補者は、本学部に基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）のうちから、教授会が選考する。

（適任者の選出）

第 3 条 学部長候補者の選考に際しては、教授会において、学部長候補者となるべき適任者を、学部の基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）のうちから 3 人以上 5 人以内選出する。

（候補者の選出）

第 4 条 教授会は、前条により選出された者のうちから、学部長候補者を選出するため選挙を行う。

2 前項の選挙資格者は、選挙期日に本学部に基幹教員及び兼任担当として配置された教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、選挙の告示の前日から選挙期日までの期間、海外渡航、国内出張及び研修、休職、育児休業、介護休業並びに停職中の者は、選挙資格を有しないものとする。

3 学部長候補者は 2 人とし、単記無記名投票により有効投票の過半数を得た者（以下「過半数得票者」という。）があるときは、過半数得票者及び第 2 順位者をもって学部長候補者とする。ただし、第 2 順位者が 2 人以上あるときは、年長者をもって学部長候補者とする。

4 前項により過半数得票者がいないときは、得票数の上位の者 2 人について再投票を行う。ただし、第 1 順位者が 3 人以上あるときは第 1 順位者による再投票を、第 1 順位者が 1 人、第 2 順位者が 2 人以上あるときは、第 1 順位者及び第 2 順位者による再投票を行う。

- 5 前項の再投票の結果、過半数得票者があるときは、過半数得票者及び第2順位者をもって学部長候補者とする。ただし、第2順位者が2人以上あるときは年長者をもって学部長候補者とする。
- 6 前項により過半数得票者がいないときは、前2項を再度行う。
- 7 前項により、過半数得票者がいないときは得票数の上位の者2人をもって学部長候補者とする。ただし、第1順位者が3人以上あるときは年長者2人をもって学部長候補者とする。第1順位者1人、第2順位者が2人以上あるときは第1順位者を学部長候補者とし、及び第2順位者の年長者をもって学部長候補者とする。
- 8 選挙は、選挙有資格者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

(選挙の期日)

第5条 選挙の期日は、教授会において定める。

(選挙の管理)

第6条 教授会は、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会は、教授会が選出する3人の委員で組織する。
- 3 委員は、第3条の学部長候補適任者に選出されたとき、又は第4条第2項の選挙資格者でなくなったときは、その委員を辞任するものとする。
- 4 管理委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(報告)

第7条 管理委員会は、選挙が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告しなければならない。

(候補者の決定)

第8条 教授会は、前条の報告に基づき、学部長候補者を決定する。

(候補者の推薦)

第9条 教授会は、前条により決定した学部長候補者を、順位を付して学長に推薦する。

(細則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月9日規則第50号）

この規則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 21 日規則第 66 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。